

役員及び評議員の報酬に関する規定

社会福祉法人阿南福社会

定款第8条（評議員の報酬等）及び定款第21条（役員等の報酬等）について次のとおり定める。

（単位：円）

区 分	理 事	監 事		評議員
		税理士	その他	
理 事 会	10,000	10,000	10,000	
監 査	10,000	10,000	10,000	
評 議 員 会	10,000	10,000	10,000	5,000
定例会以外の法人運営にかかわる打ち合わせ、入札の立会い等	10,000	10,000	10,000	
突発事項等緊急および臨時召集	10,000	10,000	10,000	
会計書類の監査前点検		400,000		

※ 理事及び監事に対する報酬は、年度の総額が一人当たり60万円を超えない範囲とする。

※ 評議員に対する報酬は、年度の総額が一人当たり2万円を超えない範囲とする。

付 則 この施行細則は、平成29年6月16日から施行する。